

旧小糸小学校利活用事業に関する質問と回答

No.	区分	質問内容	回答
1	現地見学会	施設を借り受ける予定であるが、改修等を行った場合の取扱いはどうか。	<p>募集要項P6(2)のとおり、事前に書面により協議し、市の承認を得た場合には、改修等による利活用もできます。ただし、その費用は全て事業者の負担とさせていただくほか、改修等により有益費等が発生した場合における市への償還請求や建物買取請求、造作買取請求はご遠慮いただきたいと思います。</p> <p><u>※募集要項P6(2)には新築及び改築の記載がありますが、上記方針をとらせていただいたため、新築及び改築については削除させていただきます。</u></p>